

## 表彰弔慰規程

第1条 岡山県関係職員労働組合連合の組合員（以下「組合員」という。）とその配偶者及び一親等の者（以下「家族」という。なお、一親等の者とは組合員の実（養）父母、配偶者の実（養）父母、実（養）子のことをいう。）の表彰または弔慰はこの規程による。

ここでの組合員とは、事案発生時点で管理職等の範囲であっても過去に組合費を納入した月が1月以上であり、かつ管理職等の範囲から外れた時に組合員に戻る意思がある者を含む。

第2条 組合のために、功労顕著と認められる業績活動のあった組合員に対して、執行委員長は、大会または中央委員会において表彰する。

第3条 前条の贈与の額は、1件10,000円以内とする。

第4条 組合員及びその家族で、次の各号に該当するものがあるとき、執行委員長は、弔慰する。

- (1) 組合員及びその家族が死亡したとき。
- (2) その他弔慰する必要があると認めたもの。

第5条 贈与の額は、死亡の場合、本人50,000円、配偶者20,000円、子10,000円、親5,000円とする。

2 前条第2号に該当する場合は、執行委員会の議を経て決定する。

第6条 この規程に定める該当者は、別記様式により執行委員長に申請するものとする。ただし、申請は、事実の生じた日から3年以内に行わなければならない。

第7条 この規程の改廃は執行委員会で決定する。

### 附則

- 1 この規程は、1952年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、1955年7月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、1965年7月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、1972年7月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、1974年7月1日から改正施行する。
- 6 この規程は、1979年7月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、1987年7月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、2013年7月1日から改正施行する。
- 9 この規定は、2021年7月1日から改正施行する。

